

確認事項（キャッチアンドリリース区間の設置について）

魚沼漁業協同組合では、行使規則・遊漁規則により下記の通りキャッチアンドリリース区間を設置しています。

① 奥只見湖（平成 28 年 1 月 1 日から）

魚種	区域	備考
いわな やまめ にじます	魚沼漁業協同組合内共第 13 号第五種共同漁業権区域のうち奥只見湖の区域。ただし、次の区域を除く。 ①魚沼市宇津野字北ノ岐地内石抱橋上流端から上流域の北ノ又川 ②魚沼市宇津野字中ノ岐沢地内雨池橋上流端から上流域の中ノ岐川 ③魚沼市下折立字赤ノ川表地内国有林 265 林班に設置した、電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No.68 と、同国有林 268 林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No.69 を結んだ線から上流域の恋ノ岐川	採捕の尾数を 5 尾以内とし、5 尾を超えた場合はその場で再放流しなければならない。
いわな やまめ	魚沼漁業協同組合内共第 14 号第五種共同漁業権区域のうち奥只見湖の区域。ただし、以下の区域を除く。 ①魚沼市地内大津岐小白沢橋より上流域の只見川 ②魚沼市湯之谷芋川字大鳥地内国有林 262 林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No.55 と、同国有林 268 林班に設置した電源開発株式会社の所有する送電線（只見幹線）鉄塔 No.56 を結んだ線から上流域の仕入沢	

② 魚野川、登川（令和 4 年 3 月 1 日から）

魚種	区域	備考
いわな やまめ にじます	魚沼漁業協同組合内共第 12 号第五種共同漁業権区域内にある次の区域。 ①南魚沼市石打地内魚野川に架かる市道橋五十嵐橋上流端から上流 1,600 メートルの区域 ②南魚沼市長崎地内魚野川支流登川に架かる県道橋沢口橋上流端から上流蟹沢（砂防）堰堤までの区域	採捕した魚の所持又は販売をしてはならず、その場で速やかに再放流しなければならない。